

武雄温泉保養村資源活用事業業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1. 目的

本要領、武雄温泉保養村資源活用事業業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という）は、武雄温泉保養村資源活用事業に係る業務委託事業者選定について、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務委託選定の概要

(1) 件名

武雄温泉保養村資源活用事業に係る業務委託事業者選定

(2) 業務委託選定の目的

本事業は、武雄温泉保養村第3次整備計画（以下「整備計画」という。）に定められた基本理念に基づき、「温泉と自然を活かした観光保養都市づくり」を推進するため、武雄温泉保養村（以下「保養村」という。）の自然、資源、観光施設等について、専門家の視点による調査・研究を行う。

その結果を踏まえ、「武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における保養村活性化策として、対象期間である5年間に取り組む具体的事業を立案し、事業に取り組むことで、総合戦略に規定する交流人口の増加を図ることを目的とするものであるが、その効果を最大限に発揮させるためには高度な企画力や豊富な実戦経験を有する人材が必要であるため、総合的知見からプロポーザルにより業務委託者を選定するものである。

(3) 業務の内容

「武雄温泉保養村資源活用事業業務委託 仕様書」及び「武雄市財務規則」による。

3. 条件

(1) 委託業務期間

契約日から平成28年3月31日まで

(2) 委託予定上限額（消費税及び地方消費税を含む）

3,000千円以内

4. 実施方式

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格

参加表明時において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 対象となる契約案件について、測量等（測量・建設コンサルタント等）に係る武雄市競争入札参加資格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1

1 第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に該当しないこと。

(3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成 23 年訓令第 3 号)による指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成 14 年法律 154 号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けたものを除く。

(5) その他選定委員会が必要と認めた要件

6. 参加の方法

参加表明事業者(以下「事業者」という。)は、武雄市が指定した期間内に以下の提出書類を必要部数提出しなければならない。

(1) 提出書類・必要部数

ア 様式 1 「参加表明書」	1 部
イ 様式 2 「秘密保持誓約書」	1 部
ウ 任意様式「同種・類似事業の実績が分かる書類(実績報告書)」	1 部
エ 任意様式「会社概要」	1 部

なお、ア～エの書類については、社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

(2) 提出方法及び提出窓口

ア 提出方法

事前に電話連絡のうえ、下記提出窓口まで直接持参すること。

イ 提出窓口

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1

武雄市 営業部 観光課 (担当:大野・草場)

電話 0954-23-9237 (直通)

(3) 提出期間及び受付期間

ア 提出期間

平成 27 年 11 月 27 日(金) 正午まで (ただし土、日、祝日を除く。)

イ 受付

午前 9 時～正午まで、及び午後 1 時～午後 5 時まで。

7. 提供する資料

事業者については、企画提案書等作成のために必要となる以下の資料を提供する。

なお、提供する資料は秘密文書として厳重に管理し、当該資料が不要になった時点で、提供した資料を廃棄のうえ「資料廃棄証明書」(任意様式)を提出すること。

- (1) 武雄温泉保養村資源活用事業業務委託 企画提案書作成要項
- (2) 武雄温泉保養村資源活用事業業務委託 候補者選定要領
- (3) 武雄温泉保養村資源活用事業業務委託 仕様書
- (4) 武雄温泉保養村に関する資料

8. 企画提案書等（資料）の提出

参加表明書を提出した事業者は、別途提供する「武雄温泉保養村資源活用事業業務委託 企画提案書作成要項」に基づき、次に掲げる書類を平成27年12月8日（火）正午までに提出するものとする。

- (1) 企画提案書
- (2) 経費見積書

9. 本プロポーザルに係る提出書類等における留意事項

- (1) 書類の差替え

提出後の書類の差替え等、再提出は、受け付けない。

- (2) 提案書提出時に発生した汚損・破損等

提案書提出時に発生した汚損・破損等については、武雄市は、一切の責任を持たない。

10. 本プロポーザルに係る提出書類等の著作権

提出書類の著作権は、各参加事業者に帰属するが、本プロポーザルに係る選定結果の公表等に必要の場合には、本市は提出書類の著作権を無償で使用できることとする。

ただし、本プロポーザルに関する公表等及び武雄市が必要と認める場合には、提出書類等の提出物を無償で使用できることとする。

11. 質疑応答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。なお、受付期間を過ぎて提出された質問及び受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

- (1) 受付期間 平成27年11月20日（金）から平成27年11月27日（金）午後5時まで
- (2) 受付方法 様式3. 「質問票」を下記メールアドレスへ送信すること。なお、未到着を防止するため、送信後、必ず電話連絡にて着信の確認を行うこと。

また、メールの件名を「武雄温泉保養村資源活用事業プロポーザル質問」とすること。

E - mail : kankou@city.takeo.lg.jp

電話連絡先：武雄市 営業部 観光課 （担当：大野・草場）

0954-23-9237（直通）

- (3) 回答方法 平成27年11月30日（月）までに、質問の有無に係わらず、参加資格を有するすべての事業者へ回答する。

1 2. 審査概要

本プロポーザルにおける武雄温泉保養村資源活用事業業務委託にあたっては、別途提供する「武雄温泉保養村資源活用事業業務委託 候補者選定要領」に基づき、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け、企画提案書等内容を総合的に評価する。

(1) 一次審査

企画提案書等による書類審査を行い、得点の高い順に上位3位事業者までを一次審査書類通過したものとみなし、次のプレゼンテーション審査による審査の対象とする。

なお、プレゼンテーション審査における使用機器は参加事業者において、審査会場は市においてそれぞれ手配する。

ア 結果通知

平成27年12月9日(水)に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

イ 結果に関する問い合わせ

一次審査を通過しなかった事業者は、審査結果について、結果通知到着後1週間以内に書面にて説明を求めることができるものとする。

なお、提出にあたっては「6. 参加の方法」の(2)に記載の提出窓口へ事前に電話連絡のうえ持参すること。

(2) プレゼンテーション審査及び総合審査

一次書類審査を通過した上位3事業者までに対して、1事業者あたり制限時間30分以内(準備・片づけ含む)によるプレゼンテーション審査を行い、その後、総合的に審査する。

(3) 審査結果

ア 委託事業者の決定

審査委員による審査の結果を市長に報告し、武雄温泉保養村資源活用事業業務委託に係る事業者を決定する。

イ 審査結果の通知

前項目の決定に基づき、速やかにプレゼンテーション審査に参加した事業者に審査結果を通知する。

ウ 審査に関する問い合わせ

審査により、選定されなかった事業者は、審査結果について、結果通知到着後1週間以内に書面にて説明を求めることができるものとする。

なお、提出にあたっては、「6. 参加の方法」の(2)に記載の提出窓口へ事前に電話連絡のうえ持参すること。

13. 日程

事 項	実施期間または期日
参加表明書等提出期間	平成27年11月27日（金）正午まで
質問受付締切	平成27年11月27日（金）午後5時まで
質問回答	平成27年11月30日（月）
企画提案書等提出締切	平成27年12月8日（火）正午まで
一次書類審査	平成27年12月9日（水）
一次審査結果通知	平成27年12月9日（水）予定
プレゼンテーション審査	平成27年12月11日（金）予定
選定結果通知（優先交渉権者決定）	決定後通知予定

※各日程については、変更が生じる場合もあるので注意すること。

14. 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する事業者については、提供した資料を廃棄のうえ、「資料廃棄証明書」（任意様式）及び「辞退届」（様式4）を提出すること。その際、提出書類には社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者氏名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

なお、提出にあたっては「6. 参加の方法」の(2)に記載の提出窓口へ事前に電話連絡のうえ、持参・郵送により提出するものとする。

15. その他

- (1) 事業者から提出された書類等については、返却しない。
- (2) 参加に際して要した費用は、事業者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルは、当該事業の目的でもある地域の拠点となる賑わいを含む企画・提案力の高い事業者を選定するものであり、契約相手方を選定するものではないが、選定された企画・提案をされた事業者に優先交渉権を付与する。
- (4) 事業者候補の決定までに、地方自治法第167条の4に該当することになった場合は、優先交渉権を喪失するものとする。
- (5) 事業者選定後、約定書を締結する際には、双方協議のうえ事業の詳細についての仕様を定める。

様式 1

平成 年 月 日

武雄市長 小 松 政 様

住所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

参 加 表 明 書

武雄温泉保養村資源活用事業業務委託に係る委託業者選定プロポーザルについて、関係書類を添えて参加します。

なお、本プロポーザルへの参加条件についてはすべて満たしており、また本参加表明書及び添付書類の記載事項については事実と相違ないことを制約します。

記

1. 件名 武雄温泉保養村資源活用事業業務委託に係る委託業者選定

2. 添付書類

- (1) 秘密保持誓約書（様式 2） 1 部
- (2) 同種・類似事業の実績が分かる書類（実績報告書） 1 部
- (3) 会社概要 1 部

3. 問い合わせ先

担当者氏名：大野貴宏 草場章徳

所 属：武雄市 営業部 観光課 観光係

電 話 番 号：0954-23-9237（直通）

F A X 番 号：0954-23-7102

E - m a i l：kankou@city.takeo.lg.jp

秘 密 保 持 誓 約 書

武雄温泉保養村資源活用事業業務委託に係る委託業者選定プロポーザルへの参加に際し、武雄市より開示される秘密文書について、以下のとおり取り扱うことを確認します。

- ① 秘密文書は、企画、技術提案にのみ利用し、関連するもののみ閲覧する。
- ② 秘密文書の取り扱いに関し、使用者・保管場所を厳重に管理する。
- ③ 提案終了時にはすべての機密情報を廃棄する。
- ④ 武雄市の定める個人情報保護に関する条例等を遵守する。
- ⑤ 秘密情報を武雄市から開示された側の責により、発生した武雄市の損害を賠償する責を負うものとする。

平成 年 月 日

武雄市長 小 松 政 様

住所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

連絡先（担当者名）

（電話番号）

（FAX番号）

（E-mail）

様式3

武雄温泉保養村資源活用事業業務委託に係る委託業者選定プロポーザル

質 問 票

質 問 日	平成 年 月 日			
事業者名等	事業者名			
	住 所			
	担 当 者	所 属		
		氏 名		
		電話番号		
E-mail				
件 名				
【内容】				

(これより下部は武雄市で記入しますので事業者の方は記入しないでください。)

●上記の質問に対する回答

回 答 日	平成 年 月 日		
【回答】			

様式 4

平成 年 月 日

武雄市長 小 松 政 様

住所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

連絡先（担当者名）

（電話番号）

（E-mail）

参 加 辞 退 届

平成 年 月 日付けで参加しました武雄温泉保養村資源活用事業業務委託に係る委託業者選定プロポーザルについて、下記理由のとおり辞退します。

記

（辞退理由）